

○厚生労働省令第六十二号

家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二十七条の規定に基づき、家内労働法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

家内労働法施行規則の一部を改正する省令

家内労働法施行規則（昭和四十五年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	<p>(帳簿)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 委託者は、前項の帳簿に最後の記入をした日から五年間当該帳簿を保存しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
改正前	<p>(帳簿)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 委託者は、前項の帳簿に最後の記入をした日から三年間当該帳簿を保存しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の日前に委託に関する契約を締結した場合における当該契約に係る家内労働法第二十七条の帳簿の保存期間については、この省令による改正後の家内労働法施行規則第二十四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。